

## II 管理と運営

### 1 図書館の運営方針

#### (1) 生涯学習を支援する図書館をめざします。

図書館法に基づき、生涯にわたる市民の学習、課題解決及び様々な知的好奇心にこたえます。また子どもが一番身近な図書館である学校図書館への支援や、子育て支援につながるサービス、図書館利用に障がいのある方へのサービス等を行い、あらゆる市民への学習活動を支援します。

#### (2) 生活に役立つ図書館をめざします。

多様化・高度化している市民からの幅広い要望に対応するため、情報発信の拠点として、資料や情報を計画的、積極的に収集、提供します。

#### (3) 市民とともに歩む図書館をめざします。

県立図書館や他の市町村図書館などとの連携・協力を推進します。また、読書関係団体、他の行政機関・民間団体との連携も推進します。ボランティア活動を行う個人・団体と協働して、地域に密着したきめ細やかなサービスを提供します。

#### (4) 誰もが安心して使える図書館をめざします。

市民のだれもが気軽に利用できるよう、小山市立中央図書館全域の図書館サービス網を充実し、施設の整備に努めます。

### 2 令和5年度サービス目標

#### (1) 生涯学習を支援するサービス — 生涯学習を支援する図書館 —

##### ① 図書館の普及

- ・図書館サービスに対する市民の関心を高め、利用の拡大を図るため広報活動を積極的に進めます。
- ・図書館を利用したことのない人にもサービスの内容を知らせるよう様々なメディアを活用して情報発信します。

##### ② あらゆる世代に向けたサービス

- ・「小山市子ども読書活動推進計画」に基づき、各館において、子どもたちが本に親しみ、楽しめる環境づくりに努めます。
- ・ビジネス支援や農業支援など社会人の向学心に応える事業を充実します。

##### ③ バリアフリーサービスの充実

- ・「読書に障がいのある方」のためには録音図書や点字図書の貸出、サピエ図書館を活用し

た音声データの提供、対面朗読などを行います。

- ・図書館への来館が困難な方には宅配サービスを行います。
- ・サービス内容について、必要な人に情報が届くよう、広報活動を積極的に進めます。

#### ④ 文化事業の開催

- ・市民の要望を把握して、講座、講演会、映画会、展示会などを開催し、市民の文化活動、読書活動を支援します。

#### ⑤ 学校との連携強化

- ・学習支援のため、学校や学級単位への団体貸出や、移動図書館「せきれい」の巡回を行います。
- ・学校との連絡を密にしながら、会計年度任用職員（学校事務・学校司書）の研修・指導を行い、積極的に学校図書館を巡回し、支援します。
- ・令和4年度に2校で実施した学校図書館の蔵書点検結果を踏まえ、令和5年度の実施内容について検討します。
- ・中央図書館からの学校図書館支援を、より円滑に進めるために、教育委員会の関係部署（教育総務課・学校教育課）や、各学校で学校図書館の現場に関わる教職員（学校図書館司書教諭・会計年度任用職員等）との情報交換の機会を設定します。

## （2）資料・情報の提供と課題解決に役立つサービス —生活に役立つ図書館—

### ① 情報通信機器を活用したサービスの充実

- ・図書館未利用者も図書館の各種サービスを知ることができるよう、ホームページの充実に努めます。
- ・インターネット、データベースをはじめ、館内で市民が情報収集できる環境を整備し、職員は利用のサポートをします。
- ・国立国会図書館デジタル化資料送信サービスの利用を促進します。

### ② 幅広く計画的な資料の収集と除籍資料の有効活用

- ・資料収集方針及び資料選択基準に基づき、各図書館の特色を生かした、効率的、計画的な資料収集に努めます。
- ・ビジネス支援、農業支援、子育て支援、地域資料などの各コーナーの充実を図り、市民へのPRに努めます。
- ・除籍資料や図書館での受入の対象にならなかった寄贈資料は、再利用できるよう一層の有効活用を検討します。

### ③ レファレンスサービス（調べもの相談）の充実

- ・図書、雑誌、データベース、インターネットを活用し、所蔵・所在調査、資料案内・調査援助について、信頼性の高い情報を提供できるよう努めます。
- ・レファレンスサービス事例のデータベース化を継続実施し、探し方の紹介などに努め、市民の利便性の向上を図ります。
- ・日常的な研修を通じて職員の調査技術の向上を図り、その場での回答から専門機関の紹

介まで、満足度の高い回答ができるよう努めます。

- ・レファレンスサービスについて広報を行い、市民の利用を促します。

### (3) 連携と協働をすすめるサービス — 市民とともに歩む図書館 —

#### ① 市民意見の反映

- ・市民や識者の意見を聴くため、図書館協議会を年間2回開催して図書館運営の一層の充実を図ります。
- ・市民ポストによる広聴制度やホームページの活用、アンケート調査の実施などにより、図書館への要望や意見、情報を広く取り入れ、利用者の声を聞くよう努めます。

#### ② 関連機関との連携

- ・県立図書館や他の市町村図書館と連携し、相互貸借や地域資料等の分担収集・分担保存を行います。
- ・栃木県南公立図書館連絡協議会、小山地区定住自立圏、関東どまんなかサミット会議に加盟する自治体との連携を深め、図書館の広域利用を推進します。
- ・市の関連部署との連携を密にし、協力して事業を行います。

#### ③ 関係団体との連携

- ・中央図書館や、学校・地域で活動するボランティア団体等と連携し事業を行います。

### (4) 安全で使いやすいサービス — 誰もが安心して使える図書館 —

#### ① 施設・設備の充実

- ・緊急性の高い箇所の修繕を行い、安全な図書館となるよう努めます。
- ・中央図書館の雨漏り修繕を行います。
- ・中央図書館トイレの改修を行います。
- ・中央図書館開架棟吹き抜け部分の特定天井の脱落防止対策の設計を行います。
- ・令和6年度に開館予定の（仮称）中央図書館大谷分館の開設準備を進めます。

#### ② 図書館電算システムの整備

- ・中央図書館、小山・間々田・桑分館、公民館図書室（絹・寒川・生井・中・大谷）、公民館配本所（穂積・豊田）、小山城南市民交流センター配本所、移動図書館「せきれい」のネットワークを活用し、身近に利用できる図書館サービスに努めます。
- ・マイナンバーカードによる図書館資料貸出サービスのPRに努め、利用を進めます。
- ・令和4年度に更新した公共図書館システムを活用し、市民にとって使いやすい図書館となるよう努めます。

#### ③ 学校図書館システムの整備

- ・令和2年度に更新した学校図書館システムを活用し、学校図書館での貸出・返却・蔵書管理などが円滑に行えるよう、適切な管理・運営に努めます。